

第142号 R3(2021) 11.8	<h1>不法投棄情報ながの</h1>	発行:長野県環境部 資源循環推進課
TEL 026-235-7203    FAX 026-235-7259    メール junkan@pref.nagano.lg.jp		

令和2年に長野県内において検挙された主な不法投棄等の事案は、下記のとおりです。  
不法投棄等の行為者は、撤去を求められるとともに重い刑罰が科せられます。

## 1 一般廃棄物

### (1) 不法投棄

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
2月	1名	農家による一般廃棄物（紙等）の不法投棄事件	懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円
3月	1名	会社員による一般廃棄物（電化製品等）の不法投棄事件	罰金30万円
5月	1名	会社員による一般廃棄物（衣類等）の不法投棄事件	罰金20万円

### (2) 野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
4月	1名	会社員による一般廃棄物（パイプ等）の不法焼却事件	罰金30万円
10月	1名	会社員による一般廃棄物（廃材）の不法焼却事件	罰金50万円
11月	1名	ホテル従業員による一般廃棄物（ソファ、紙くず等）の不法焼却事件	罰金50万円

## 2 産業廃棄物

### 不法投棄・野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
1月	1法人 1名	建設資材販売業者による産業廃棄物（木製パレット等）の不法焼却事件	法人罰金70万円 個人罰金40万円
6月	1名	土木業者による産業廃棄物（木くず）の不法焼却事件	罰金50万円
8月	1法人 2名	会社役員らによる産業廃棄物（オイルエレメント）の不法焼却事件	法人罰金50万円 個人罰金30万円 (2名いづれも)

## ■ 不法投棄等の罰則

### 【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金又はこの併科  
法人 3億円以下の罰金